



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- | | | | |
|-----|---|--------------|----|
| *29 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | (人事課)..... | 2 |
| *30 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 | (")..... | 3 |
| *31 | 和歌山県税条例の一部を改正する条例 | (税務課)..... | 5 |
| *32 | 和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 | (情報政策課)..... | 7 |
| *33 | 建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例 | (都市政策課)..... | 8 |
| *34 | 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | (教育委員会)..... | 10 |
| *35 | 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | (")..... | 11 |
| *36 | 和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例の一部を改正する条例 | (")..... | 11 |
| *37 | 和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例 | (")..... | 15 |

公布された条例のあらまし

◇職員給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

東日本大震災に係る被災地へ派遣される職員の住居手当について特例措置を講じました。(附則第 16 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、平成 23 年 6 月 1 日から適用します。

◇職員育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業等を行うことができない非常勤職員を定めるなど所要の改正を行うとともに、規定の整備を行いました。(第 2 条～第 3 条、第 24 条、第 32 条及び第 33 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

天災により甚大な損害を受けたことその他特別の事情がある場合において法人の県民税及び事業税を減免することができるようにするとともに、地方税法の一部改正に伴い、個人の県民税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例措置を講じました。(第 35 条、第 42 条の 2 の 2 及び附則第 25 項～第 27 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、附則第 26 項の改正規定及び同項を附則第 27 項とし、附則第 25 項を附則第 26 項とし、附則第 24 項の次に 1 項を加える改正規定は、平成 24 年 1 月 1 日から施行します。

◇和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県立情報交流センターの多目的ホールの利用料金の額の上限を改めました。(別表関係)

2 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

◇建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例

1 条例概要

著しく劣悪な景観により県民の生活環境が阻害されることを防止するため、建築物等の外観に関し、関係者の維持保全の責務を定めるとともに、特に著しい破損、腐食等が生ずることにより周辺の良好な景観に対し著しく支障となる状態の制限その他の必要な事項を定めることにより、県民の生活に密着した景観の保全を図り、もって県民の生活環境の向上に寄与することとしました。

2 施行期日

平成 24 年 1 月 1 日から施行します。

◇教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

東日本大震災に係る被災地へ派遣される教育職員の住居手当について特例措置を講じました。(附則第 11 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

東日本大震災に係る被災地へ派遣される市町村立学校職員の住居手当について特例措置を講じました。(附則第 10 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山ビッグホエールの大ホールの利用料金の額の上限を改めるとともに、新たに供用を開始する武道・体育センター和歌山ビッグウェーブの管理を指定管理者に行わせることとし、その利用料金の額の上限等を定めるほか、規定の整備を行いました。(題名、第 1 条～第 6 条、第 8 条～第 16 条及び別表関係)

2 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日から施行します。ただし、附則第 2 項の規定は、公布の日から施行します。

◇和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県立青陵高等学校と和歌山県立陵雲高等学校を統合するため、和歌山県立きのくに青雲高等学校を設置することとしました。(第 2 条関係)

2 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

条 例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 7 月 7 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第 29 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（住居手当の特例措置）

- 16 地方自治法第252条の17の規定に基づき、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に係る被災地へ災害応急対策、災害復旧その他これらに関連する業務を行うために派遣され、住居を移転した職員のうち、当該派遣の期間中においても当該移転の直前に居住していた住宅を引き続き所有し、又は借り受けているものに支給する住居手当の月額、第14条の5第2項の規定にかかわらず、当該移転の直前に居住していた住宅に係る住居手当の月額を同項に規定する額に加算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例の規定は、平成23年6月1日から適用する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 7 月 7 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第 30 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (3) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）第4条第3項各号の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員
- (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員
- ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
- (7) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- (4) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）
- (7) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員
- イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳到達日（当該子について

当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第 2 条の 2 を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日)

第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第 3 号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の 1 歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

が当該非常勤職員の養育する子の 1 歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の 1 歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が 1 歳 2 か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の 1 歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 65 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1 歳から 1 歳 6 か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の 1 歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の 1 歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が 1 歳 6 か月に達する日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の 1 歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日と

された日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の 1 歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第 3 条に次の 2 号を加える。

(6) 第 2 条の 2 第 3 号に掲げる場合に該当すること。

(7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第 24 条中「(平成 14 年和歌山県条例第 59 号)」を削る。

第 32 条中「育児短時間勤務又は育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

第 33 条第 1 項中「正規の勤務時間」を「勤務時間条例第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」に改め、同条第 2 項中「(昭和 22 年法律第 49 号)」を削り、「による育児時間」の次に「(以下「育児時間」という。))」を、「職員」の次に「(非常勤職員を除く。))」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 7 月 7 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 31 号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例(昭和 25 年和歌山県条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

第35条を次のように改める。

（法人の県民税の減免）

第35条 知事は、法人の県民税の納税者が次の各号のいずれかに該当する場合において、県民税の減免を必要とすると認める者に限り、当該納税者の申請により、県民税を減免することができる。

- (1) 天災その他の災害により甚大な損害を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特別の事情があるとき。

2 前項の規定によって県民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付してこれを知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び名称
- (2) 減免を受けようとする理由
- (3) その他知事において必要があると認める事項

第42条の2の2を次のように改める。

（法人の事業税の減免）

第42条の2の2 知事は、法人の事業税の納税者が次の各号のいずれかに該当する場合において、事業税の減免を必要とすると認める者に限り、当該納税者の申請により、事業税を減免することができる。

- (1) 天災その他の災害により甚大な損害を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特別の事情があるとき。

2 前項の規定によって事業税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付してこれを知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び名称
- (2) 減免を受けようとする理由
- (3) その他知事において必要があると認める事項

附則第26項中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）」を「震災特例法」に改め、同項を附則第27項とし、附則第25項を附則第26項とし、附則第24項の次に次の1項を加える。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例）

25 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。附則第27項において「震災特例法」という。）第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第6項の3、附則第6項の6及び附則第6項の7の規定の適用については、附則第6項の3中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、同項第1号中「租税特別措置法第41条第2項若しくは第41条の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み

替えて適用される租税特別措置法第41条第2項若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2」と、同項第3号中「租税特別措置法第41条、第41条の2の2、」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2若しくは租税特別措置法」と、附則第6項の6中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、同項第1号中「租税特別措置法第41条第2項若しくは第5項若しくは第41条の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項若しくは第5項若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2」と、同項第2号中「租税特別措置法第41条、第41条の2の2、」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2若しくは租税特別措置法」と、附則第6項の7第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第26項の改正規定及び同項を附則第27項とし、附則第25項を附則第26項とし、附則第24項の次に1項を加える改正規定は、平成24年1月1日から施行する。

和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 7 月 7 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第32号

和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例（平成16年和歌山県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表多目的ホールの項を次のように改める。

多 目 的 ホ ー ル	入場料等を徴収しない場合	16,160円	21,540円	20,200円	32,050円	35,480円	46,830円
	入場料等を徴収する場合	24,240円	32,310円	30,300円	48,080円	53,220円	70,250円

別表備考中2を4とし、1を3とし、3の前に次のように加える。

- 「入場料等」とは、入場料、会費、会場整理協力金その他名称のいかんを問わず、入場者から入

場の対価として徴収する金銭をいう。

- 2 入場料等を徴収しないで多目的ホールを利用する場合において、会員制度により会員を招待する催物に利用するとき、商品等の売上高により入場券等を発行しその者を入場させる催物に利用するとき、又は営利若しくは営業の宣伝を目的とする催物に利用するときの利用料金の額は「入場料等を徴収する場合」に定める利用料金の額と同額とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例をここに公布する。

平成 23 年 7 月 7 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 33 号

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、著しく劣悪な景観により県民の生活環境が阻害されることを防止するため、建築物等（建築物その他の土地に定着する工作物をいう。以下同じ。）の外観に関し、関係者の維持保全の責務を定めるとともに、特に著しい破損、腐食等が生ずることにより周辺の良好な景観に対し著しく支障となる状態の制限その他の必要な事項を定めることにより、県民の生活に密着した景観の保全を図り、もって県民の生活環境の向上に寄与することを目的とする。

(建築物所有者等の責務)

第 2 条 建築物等の所有者、管理者又は占有者（以下「建築物所有者等」という。）は、その建築物等の外観が、著しい破損、腐食等を生ずることにより周辺の良好な景観に対し支障とならないよう適切に維持保全をするように努めなければならない。

(景観支障状態の制限)

第 3 条 建築物等の外観については、次のいずれにも該当する状態（以下「景観支障状態」という。）であってはならない。

- (1) 規則で定める程度の特に著しい破損、腐食等が生じている状態
- (2) 周辺の良好な景観に対して著しく不調和である状態

2 前項の規定は、次に掲げる建築物等については、適用しない。

- (1) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定された建築物等
- (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され若しくは仮指定され、又は登録有形文化財若しくは登録記念物として登録された建築物等
- (3) 文化財保護法第143条第1項の伝統的建造物群保存地区内にある建築物等
- (4) 和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）第3条第1項の規定により指定文化財と

して指定された建築物等

- (5) 文化財保護法第182条第2項の規定に基づく市町村の条例の規定により重要な文化財として指定された建築物等
- (6) 現に使用されている建築物等
- (7) 第1号から第5号までに準ずるものとして規則で定める建築物等

(景観支障除去措置の要請)

第4条 外観が景観支障状態となっている建築物等から規則で定める距離以内の区域に居住する20歳以上の者又は土地の所有権若しくは借地権を有する者（当該建築物等の建築物所有者等その他規則で定める者を除く。以下これらを「周辺住民等」という。）は、規則で定めるところにより、当該建築物等の建築物所有者等に除却、修繕その他の当該建築物等の景観上の支障を除去するための措置（以下「景観支障除去措置」という。）をとらせるよう知事に要請することができる。

- 2 前項の規定による要請は、周辺住民等が複数ある場合には、規則で定める数以上の周辺住民等が共同で行うものとする。

(景観支障除去措置の勧告)

第5条 知事は、第3条第2項各号に掲げる建築物等を除き、和歌山県景観条例（平成20年和歌山県条例第21号）第5条第2項に規定する特定景観形成地域においてその外観が景観支障状態となっている建築物等又は前条第1項の規定による要請があったその外観が景観支障状態となっている建築物等について、景観支障除去措置を行うことが必要と認められる場合は、当該建築物等の建築物所有者等に対し、相当の期限を定めて、景観支障除去措置をとることを勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより調査を行い、当該勧告に係る建築物等の建築物所有者等に意見を述べる機会を与えるとともに、当該建築物等の所在地を管轄する市町村の長及び和歌山県景観条例第18条第1項に規定する和歌山県景観審議会（以下「和歌山県景観審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

(景観支障除去措置の命令)

第6条 知事は、前条第1項の規定による勧告を受けた建築物等の建築物所有者等が当該勧告に従わなかった場合（第4条第1項の規定による要請があり、当該要請に係る勧告の対象となっている建築物等が第3条第1項の規定に違反している場合に限る。）であって、その周辺の良好な景観への支障が特に著しいと認める場合には、当該建築物等の建築物所有者等に対し、相当の期限を定めて、景観支障除去措置をとることを命ずることができる。

- 2 知事は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該命令に係る建築物等の建築物所有者等に意見を述べる機会を与えるとともに、当該建築物等の所在地を管轄する市町村の長及び和歌山県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(報告及び立入調査)

第7条 知事は、第5条第1項の規定による勧告又は前条第1項の規定による命令を行うため必要な限度において、建築物所有者等に対し、当該建築物等について報告を求め、又はその職員に当該建築物等若しくはその存する土地に立ち入り、その状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年 1 月 1 日から施行する。

（適用除外）

2 この条例の施行の際現に存する建築物等の外観が景観支障状態にある場合にあつては、第 3 条第 1 項の規定は、適用しない。

（既存不適格建築物等への措置）

3 知事は、前項の規定により第 3 条第 1 項の規定の適用を受けない建築物等のうち、その周辺の良好な景観への支障が特に著しいと認めるものについて、第 4 条第 1 項の規定による要請に基づく第 5 条第 1 項の規定による勧告に従わなかった場合においては、当該建築物等の建築物所有者等に対し、相当の期限を定めて、景観支障除去措置をとることを命ずることができる。この場合においては、県は、当該命令に基づく景観支障除去措置によって通常生ずべき損失を時価によって補償しなければならない。

4 知事は、前項の規定による命令に基づく景観支障除却措置により著しく利益を受ける者がある場合においては、規則で定めるところにより、その利益を受ける限度において、その者に、当該命令に基づく景観支障除去措置に対する損失補償の費用の全部又は一部を負担させることができる。

5 第 6 条第 2 項及び第 7 条の規定は、第 3 項の規定による命令について準用する。

（和歌山県景観条例の一部改正）

6 和歌山県景観条例（平成20年和歌山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第18条第 2 項中「及び和歌山県屋外広告物条例（昭和59年和歌山県条例第10号）」を「、和歌山県屋外広告物条例（昭和59年和歌山県条例第10号）及び建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例（平成23年和歌山県条例第33号）」に改める。

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 3 年 7 月 7 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 3 4 号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（住居手当の特例措置）

11 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づき、東日本大震災（平成23年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に係る被災地へ災害応急対策、災害復旧その他これらに関連する業務を行うために派遣され、住居を移転した職員

のうち、当該派遣の期間中においても当該移転の直前に居住していた住宅を引き続き所有し、又は借り受けているものに支給する住居手当の月額は、第14条の4第2項の規定にかかわらず、当該移転の直前に居住していた住宅に係る住居手当の月額を同項に規定する額に加算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 3 年 7 月 7 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 3 5 号

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（住居手当の特例措置）

- 10 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づき、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に係る被災地へ災害応急対策、災害復旧その他これらに関連する業務を行うために派遣され、住居を移転した職員のうち、当該派遣の期間中においても当該移転の直前に居住していた住宅を引き続き所有し、又は借り受けているものに支給する住居手当の月額は、第16条の4第2項の規定にかかわらず、当該移転の直前に居住していた住宅に係る住居手当の月額を同項に規定する額に加算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 3 年 7 月 7 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 3 6 号

和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第86号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例

第1条中「和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール（以下「ビッグ愛・ホエール」を「県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ（以

下「ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブ」に改める。

第 2 条中「ビッグ愛・ホエール」を「ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブ」に改める。

第 3 条中「ビッグ愛・ホエール」を「ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブ」に改め、同条第 3 号中「会議室」を「武道場」に改める。

第 4 条から第 6 条まで及び第 8 条から第 16 条までの規定中「ビッグ愛・ホエール」を「ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブ」に改める。

別表第 1 項の表備考 5 を次のように改める。

5 特別に電気、ガス、水等を使用した場合は、その実費相当額を徴収する。

別表第 2 項の表中「120,750円」を「157,500円」に、「144,900円」を「189,000円」に、「362,250円」を「471,450円」に、「36,750円」を「47,250円」に、「174,300円」を「226,800円」に、「434,700円」を「565,950円」に、「44,100円」を「56,700円」に改め、同項の表備考 5 中「当該」を「この表に定める」に改め、同項の表備考 6 を次のように改める。

6 特別に電気、ガス、水等を使用した場合は、その実費相当額を徴収する。

別表第 2 項の表備考中 7 を 8 とし、6 の次に次のように加える。

7 大ホール、軽運動場及び控室等を利用する場合において、超過時間が 1 時間に満たないとき、又は超過時間に 1 時間に満たない端数があるときは、1 時間として計算する。

別表中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 メインアリーナ、サブアリーナ及び武道場 (和歌山ビッグウエーブ)

種 別				利用区分及び利用料金						
				午前 9 時から 正午 まで	午後 1 時から 午後 5 時 まで	午後 5 時から 午後 9 時 まで	午前 9 時から 午後 5 時 まで	午後 1 時から 午後 9 時 まで	午前 9 時から 午後 9 時 まで	超過 1 時間につき
メ イ ン ア リ ー ナ	入 場 料 等 を 徴 収 し な い	ス ポ ー ツ、レク リ エー シ ョ ン等 に 利 用 す る 場 合	平日	11,470円	15,300円	19,890円	24,090円	31,670円	37,330円	4,590円
			土曜日、日 曜日及び休 日	13,760円	18,360円	23,870円	28,910円	38,000円	44,800円	5,500円
		式典、集 会等に利 用する場	平日	28,680円	38,250円	49,730円	60,240円	79,180円	93,330円	11,470円
			土曜日、日							

場 合	合	曜日及び休 日	34,420円	45,900円	59,680円	72,290円	95,020円	112,000円	13,770円
	見本市、 展示会そ の他営利 又は営業 の宣伝を 目的とす る催物に 利用する 場合	平日	43,010円	57,380円	74,590円	90,350円	118,770円	139,980円	17,200円
	土曜日、日 曜日及び休 日	51,610円	68,860円	89,510円	108,420円	142,520円	167,980円	20,640円	
入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	入場料等 の最高額 が1,000 円未満の 場合	平日	43,010円	57,380円	74,590円	90,350円	118,770円	139,980円	17,200円
	土曜日、日 曜日及び休 日	51,610円	68,860円	89,510円	108,420円	142,520円	167,980円	20,640円	
	入場料等 の最高額 が1,000 円以上の 場合	平日	71,690円	95,630円	124,320円	150,590円	197,960円	233,310円	28,680円
土曜日、日 曜日及び休 日	86,030円	114,760円	149,180円	180,710円	237,550円	279,970円	34,410円		
サ ブ ア リ ー ナ 徴 収 し な い 場 合	ス ポ ー ツ、レク リエーシ ョン等に 利用する 場合	平日	4,990円	6,660円	8,660円	10,490円	13,790円	16,250円	2,000円
	土曜日、日 曜日及び休 日	5,990円	7,990円	10,390円	12,590円	16,550円	19,500円	2,400円	
	式典、集 会等に利 用する場 合	平日	19,960円	26,640円	34,630円	41,940円	55,140円	64,980円	7,980円
	土曜日、日 曜日及び休 日	23,950円	31,970円	41,560円	50,330円	66,170円	77,980円	9,580円	

合	見本市、 展示会そ の他営利 又は営業 の宣伝を 目的とす る催物に 利用する 場合	平日	29,940円	39,960円	51,950円	62,910円	82,720円	97,480円	11,980円
		土曜日、日 曜日及び休 日	35,930円	47,950円	62,340円	75,490円	99,260円	116,980円	14,370円
入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	ス ポ ー ツ、レク リエーシ ョン等に 利用する 場合	平日	12,480円	16,650円	21,650円	26,220円	34,470円	40,620円	4,990円
		土曜日、日 曜日及び休 日	14,980円	19,980円	25,980円	31,460円	41,360円	48,740円	5,990円
	ス ポ ー ツ、レク リエーシ ョン等以 外の催物 に利用す る場合	平日	49,900円	66,600円	86,580円	104,850円	137,860円	162,460円	19,960円
		土曜日、日 曜日及び休 日	59,880円	79,920円	103,900円	125,820円	165,430円	194,950円	23,950円
武道場	平日	4,560円	6,080円	7,900円	9,580円	12,580円	14,830円	1,820円	
	土曜日、日曜日及び 休日	5,470円	7,300円	9,480円	11,500円	15,100円	17,800円	2,190円	

備考

- 「入場料等」とは、入場料、会費、会場整理協力金その他名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価として徴収する金銭をいう。
- メインアリーナ、サブアリーナ及び武道場を事前準備又は原状回復のために利用する場合（催物

を行う日において事前準備又は原状回復のために利用する場合を除く。)の利用料金(超過時間に係る利用料金を除く。)の額は、この表に定める利用料金の額の2分の1の額とする。

3 メインアリーナをスポーツ、レクリエーション等に利用する場合(入場料等を徴収しない場合に限る。)において、その一部を利用するときの利用料金の額は、その利用床面積に応じ、この表に定める利用料金の額の2分の1又は3分の1の額とする。

4 メインアリーナ、サブアリーナ及び武道場を小学校の児童若しくは中学校、高等学校若しくは中等教育学校の生徒又はこれらに準ずると認められる者が利用する場合(入場料等を徴収しない場合に限る。)における利用料金の額は、この表に定める利用料金の額の2分の1の額とする。

5 特別に電気、ガス、水等を使用した場合は、その実費相当額を徴収する。

6 メインアリーナ、サブアリーナ及び武道場を利用する場合において、超過時間が1時間に満たないとき、又は超過時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。

7 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホール・武道・体育センター和歌山ビッグウェーブ設置及び管理条例(以下「新条例」という。)第8条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第7条及び第8条の規定の例により行うことができる。

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 7 月 7 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 37 号

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例(昭和31年和歌山県条例第67号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中 「和歌山県立青陵高等学校」を「和歌山市吹上五丁目6番8号

」を「和歌山県立青陵高等学校 和歌山県立きのくに青雲高等学校」を「和歌山市吹上五丁目6番8号 和歌山市吹上五丁目6番8号

」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。